

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 02 分

閉会時間 午後 2 時 36 分

日時 平成 25 年 10 月 10 日(木)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 桜本 広樹
副委員長 飯島 修
委員 高野 剛 武川 勉 浅川 力三 望月 勝
白壁 賢一 山田 一功 前島 茂松 清水 武則
渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 齋藤 公夫
早川 浩 木村富貴子 小越 智子

委員欠席者 土橋 亨

説明のため出席した者

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明
森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場)高木 昭
森林環境部次長 石原 三義 森林環境部技監(林政) 佐野 克己
森林環境総務課長 芹沢 正吾 大気水質保全課長 山口 幸久
環境整備課長 保坂 公敏 みどり自然課長 上島 達史
森林整備課 江里口 浩二 林業振興課長 田邊 幹雄
県有林課長 島田 欣也 治山林道課長 小林 均

エネルギー局長 松谷 荘一 エネルギー政策課長 小島 徹

教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴
学校施設課長 内藤 正浩 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨
新しい学校づくり推進室長 大塚 克秀 社会教育課長 近藤 周利
スポーツ健康課長 上野 直樹 全国高校総体推進室長 清水 義周
学術文化財課長 田中 禎彦

会計管理者 小林 明 出納局次長(会計課長事務取扱) 石原 光広
管理課長 佐野 光一 工事検査課長 矢崎 政人

議題 認第 1 号 平成 24 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 24 年度山梨県公営企業会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 02 分から午前 10 時 26 分まで会計管理者及び出納局次長から概況説明を受けた後、午前 10 時 27 分から午前 11 時 58 分まで森林環境部・エネルギー局・出納局関係、休憩をはさみ、午後 1 時 34 分から午後 2 時 36 分まで教育委員会関係(午後 2 時 02 分から午後 2 時 10 分まで休憩をはさんだ)の部局審査

を行った。

質 疑

森林環境部・エネルギー局・出納局関係

(不納欠損及び収入未済額の回収組織について)

山田委員

まず、2 ページで、一般歳入決算の状況の中に、不納欠損と収入未済額の割合が、県税においても、諸収入においてもあるということで、昨年、たしか広瀬会計管理者が、そういう不納欠損、収入未済額に至る数字について、各課に、現況と、それを回収するような組織をつくって行うという話を聞いたんですが、現時点でどのように機能しているんですか。

石原出納局次長

不納欠損、収入未済額等、いわゆる債権につきましては、債権管理処理方針や債権回収及び処理マニュアルに基づいて管理を行っております。

また、それぞれの債権を抱えた各部局の所属担当者を集めた研修会を、平成 23 年度から実施し、昨年度については年 2 回実施し、本年度も 2 回の実施を予定しております。ここでは、情報交換、共通認識というものを話し合いまして、問題の共有化を図っております。それと、昨年、議会で承認していただいた権利放棄の基準に基づいて、このような研修会や債権管理検討委員会等を通して、債権の仕分けと申しましょか、回収ができるもの、できないものをふるいにかける中で、選択と集中という形で、実効的な債権管理を行っております。

以上でございます。

(不納欠損及び収入未済額の認定について)

山田委員

その件についてはぜひ、ありがとうございます。

実際に、例えば県税、諸収入でもいいんですが、例えば県税であれば、本来、総務部の税務課が対応だと思んですが、出納局で最終的な収入未済、不納欠損を認定するのか、どの機関でやったものが出納にいくんですか。その流れについて。

石原出納局次長

税外収入につきましては、所管する部局をはじめ、総務部や出納局も回って、それぞれの決裁に従いまして決まるということでございます。

(森林環境部の諸収入の不納欠損の内訳及び収入未済額の不納欠損時期について)

山田委員

今の件はわかりました。もし訂正等があるのであれば、またお知らせいただければと思います。

次に、森林環境部の部分ですが、基本的に私は不納欠損と収入未済の部分をお聞きします。森の 3 にある諸収入の不納欠損と収入未済のうち、私が 2 年前に決算特別委員会に来たときも、2 億円超の代執行の分が計上されて、これがかなり大きく重たくなっていたわけですが、いつの時点で不納欠損になっていくのか。あと、不納欠損のうちの 39 万 5,000 円の内訳だけ教えてください。

芹沢森林環境総務課長

39 万 5,000 円の不納欠損額ということですが、これは、平成 18 年に調定をした水源地域緊急整備工事契約の解除に伴う前払金の延滞利息でございます。これにつきましては、裁判所におきまして、債務者の法人は費用不足による破産手続廃止決定を受けております。それにより、当企業が閉鎖されたことで法人格が消滅しまして、債権についても消滅したということで、この額が 29 万 2,000 円余りです。

もう 1 件が平成 22 年度に調定したもので、この額が 10 万 2,000 円余りでございます。これは、緑化センター野外トイレの改修工事契約解除に伴う違約金と

いうことで、24年4月20日付で、甲府地方裁判所の破産手続終結の決定がされまして、破産手続が終了したことによります法人格と債権の消滅ということでございます。

以上、39万5,000円の不納欠損の説明でございます。

山田委員 漏れています。代執行の部分は。

保坂環境整備課長 24年度の収入未済額の中で、代執行のものが3件ございます。全部で1億9,971万円余ということで、1つが上九一色村、硫酸ピッチ撤去費用、旧須玉町の日向処分場撤去費用、大月市の不法投棄撤去費用ということで、3件でございます。

まず、硫酸ピッチの不法投棄につきましては、現在、債務者から、分割納付で、毎月、少しずつお金を納付してもらっているところであります。

日向の処分場につきましては、会社がもう事業を行っておらず、社長も行方不明ということで、現在、親族と連絡を定期的にとって所在を確認するとか、財産調査をしております。そこにつきましては、これまで、ここ何年か、徴収額がございません。

大月の猿橋の不法投棄につきましては、昨年、所在を確認しまして、預金を差し押さえしました。その後、また行方がわからなくなってしまったんですけれども、再度、情報がありまして、今、給与の差し押さえを定期的に行っているところでございます。

以上でございます。

(林道維持管理業務委託での監査指摘事項について)

山田委員 ありがとうございます。

次に、23年度で、森の8になりますか、林道費の項目だと思うんですが、林道維持管理業務委託において、ことし1月の山梨県公報によると、林道維持管理委託において、出来高が契約金額を大幅に超える業務を、事前に変更支出負担行為伺いの決裁を経た上で変更契約の手続を行わないで、工事の打合せ簿により請負業者に指示、施工させたという指摘が出ておりました。これは、当然、進行期で行っているんで、今回の決算ではそういう事例はないと思いたいんですが、そのところをお聞きしたいと思います。

小林治山林道課長 先ほどの委員からの御指摘でございますけれども、そのような事案は今回の事案ということではございません。

以上でございます。

(森林環境部の財産収入の不納欠損理由について)

山田委員 次に、森の13ページになりますが、ここにある不納欠損、収入未済の状況、特に財産収入における収入未済、不納欠損について、何を根拠に、例えば条文の規定とかによって上がってくると思うんですが、そのところを御説明いただきたいと思えます。

島田県有林課長 森の13ページの土地貸付料の欠損額について御説明いたします。こちらにつきましては、県が管理します清里の森別荘地につきまして、日本都市開発株式会社という会社が、平成9年度から平成13年度までの貸付料を滞納しまして、こちらについて督促等を行ってききましたが、その後、支払いがないものですから訴訟に出まして、裁判では勝訴をしております。

ただ、この会社は、その後、倒産しまして代表者も死亡し、回収が困難になりま

したので、県の税外収入未収金にかかる権利放棄の判断基準に基づきまして、債権放棄の判断基準を満たす債権と確定されたものですので、債権放棄の議案をことしの 2 月議会に提出いたしまして、不納欠損となったものであります。

以上です。

(林業・木材産業改善資金特別会計の収入未済額について)

山田委員

最後の質問になります。森の 18 ページですが、ここにおける収入未済額の内容からすると、何か貸付金の返還というか、いわゆる返済が滞っているということではないかとは思いますが、そこをもうちょっと詳細に教えていただきたい。

田邊林業振興課長

森の 18 ページの最下段、収入未済額について、林業・木材産業改善資金償還金の 1,706 万円がございます。この内容でございますけれども、3 事業体に資金を貸し付けた元本分でございます。

以上でございます。

山田委員

元本分ということは、利息分は滞納というか、収入未済になっていないということでしょうか。

田邊林業振興課長

利息につきましても、収入未済額となっております。延滞違約金は、72 万 5,582 円でございます。

山田委員

差額ということですね。

田邊林業振興課長

はい。

山田委員

ありがとうございました。

(県産材の県内消費の拡大について)

小越委員

森林環境部の主要な成果説明書の 39 ページ。林業振興課の県産材の県内消費を拡大するところの、住宅等への県産材利用への支援 30 戸についてお伺いします。30 戸ということで、平成 23 年度の決算が 37 戸で、24 年度、若干減っているんですけれども、それはどうしてなのでしょう。

田邊林業振興課長

本事業は、県産ラベリング材利用事業でございまして、目的は、県産材を普及するためのもので、県内の住宅や事務所、店舗を新築、もしくは改築する際に、県産材の柱材とか内装材を提供して助成をするという内容でございます。30 戸に減少した原因でございますけれども、同種の補助事業が国土交通省等にございまして、そちらと競合した結果と聞いております。

以上でございます。

小越委員

去年、24 年 3 月に発行された「やまなし森林・林業再生ビジョン」によりまして認証材を使用した建築物の建築棟数は、平成 22 年度の基準値で年に 56 棟となっております。目標値の平成 33 年度は年に 110 棟ですけれども、この平成 24 年のときに 30 戸で、先ほど国の事業もあるというんですけれども、国の事業とあわせても年間 50 棟とか、もっと、将来的に 100 棟以上という目標に達するのでしょうか。

田邊林業振興課長

平成 24 年度の県産ラベリング材利用事業の実績は 30 戸で、国交省の実績は

6 戸でございます。

小越委員 6 戸？

田邊林業振興課長 はい。県営施設が 9 戸で、合計 45 棟の実績となっております。

目標に対して、現在、低位でございますけれども、住宅建築に関しましては経済状況等の大きな影響がございますので、そこは注視して、地域材の供給に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

(県産材の供給について)

小越委員 もう一つ、お伺いするんですけれども、40 ページの県有林課になりますけれども、県有林材の市場への供給、供給材実績 5 万 5,498 立方ですけれども、去年のときは 5 万 9,359 立方で若干減っております。前の 37 ページの素材生産量の進捗率は 5.9% です。23 年度は 6.9 でした。現況値も 15 万 4,000 立方と、若干、23 年度より減っているんです。

そもそも県産材を使って、川上から川下に材を流すということで行きますと、素材生産や県有林の産出とか、市場への供給はふえているんでしょうか。この数字でいくと減っているような気がするんですけれども、いかがでしょうか。

島田県有林課長 40 ページの県有林材の市場への供給でございますが、供給は、県有林を、立木を伐採して公売に付して出していきますけれども、年間の伐採量は、人工林の成長量から、県有林の管理計画を定めまして、その 10 年間の計画の中で毎年の伐採量を決めております。これが毎年 5 万 5,000 立方ということで、この数字はほぼ計画どおりの、県の成長量に見合った県有林を出しているという形になります。

以上でございます。

小越委員 そうしますと、県有材の搬出は、材の成長に伴って予定どおりだと言うんですけれども、37 ページの素材生産量、平成 26 年度の目標 25 万立方に対して、今、15 万 4,000 立方と 10 万立方近くの差があるんですけれども、これについての見通しはどのように持っていらっしゃるんでしょうか。

田邊林業振興課長 木材の生産量につきましては、経済情勢、全国的な流通状況に左右される状況でございますが、目標の素材生産量に対して、今現在、高性能林業機械の導入、路網の整備、間伐材の供給支援等を行いまして、生産力のアップに努力している状況でございます。

今後、こういった取り組みを重ねまして、目標の達成に努力してまいりたいと考えております。

以上です。

小越委員 進捗率が 5.9 ということで非常に心配しております。川下の材の利用と合わせて川上の生産と大変しっかり流れをつくっていただきたいと思います。

(企業の省エネ対策への支援について)

次、エネルギー局の 34 ページ、企業の省エネ対策への支援です。温室効果ガス排出抑制計画の公表、163 事業所、自動車環境計画の公表、16 事業者とあるんですけれども、これは該当する事業所が全て提出したという理解でよろしいですか。

小島エネルギー政策課長 該当する事業所全てが提出をいただいているということでございます。

小越委員 全部出していただいているということなんですけれども、平成 24 年度の温室効果ガス排出抑制計画実施の報告書を見ますと、24 年度、どのくらい温室効果ガス、CO₂を排出抑制する目標が達したかという報告を見ますと、目標に達していない事業所がほとんどです。それはなぜなのでしょう。

小島エネルギー政策課長 企業が主に使うエネルギーは、電気が中心ということになるかなと思っております。それぞれ企業の皆様方、震災以降、大変節電に御努力いただきまして、電気の使用量という観点では大変減ってきているという状況でございます。

一方におきまして、電力を何でつくる、いわゆる電源の問題がございます。原発がとまっている関係もございまして、火力発電所の割合が非常にふえています。そういたしますと、CO₂排出量の算出の仕方は電力会社ごとに定まっている排出係数、CO₂をどのくらい排出するかという係数がございまして、地球温暖化対策法の中で、毎年度、電力会社は国に報告せよというものがございまして、この排出係数が上がっている。つまり、理論上、CO₂が多くなっているということがございまして、そういったことで、県内企業さん、節電に非常に御努力いただいているんですけれども、CO₂の排出という観点では、排出係数が上がっているがために上昇しているという状況でございます。

小越委員 そうしますと、排出係数は電力会社が勝手に決めているわけで、山梨に発電所はありませんし、今、自然エネルギーにこれだけ取り組んでいて、企業の中には太陽光発電や、みずから発電して使っているところもあります。

自然エネルギーに取り組んでいるということを出し計画の中に盛り込まないと、自然エネルギーに取り組んでいることがプラスにならないというか、どちらかというと、山梨県はCO₂を出さないように頑張っている県だと思うんですけれども、それを逆に出しているみたいにカウントする仕方は間違っているんじゃないでしょうか。

小島エネルギー政策課長 順調に進んでいた、つまりCO₂の排出が減少していた時期という時代には、排出係数は非常に意味があったわけでございますけれども、今日のように、火力発電所の割合が、山梨県固有の事情ではなくてふえざるを得ないという状況がございまして、県民や県内企業の御努力が適切に反映されないことは事実でございます。

現在、私ども、新しい地球温暖化対策実行計画の策定作業を行っておりまして、専門家の方々、有識者の方々からもいろいろ御意見をいただいております。県民や企業の努力が反映できる仕組みができないだろうかという御意見もいただいております。東京電力の排出係数という算出方法に頼らない手法ができないかどうか、今、検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、新しい実行計画の中では、そういった県民や企業の努力が反映できるような指標づくり、排出抑制計画の提出制度、そういったものに改善をしていきたいと考えております。

(松くい虫被害への対策について)

白壁委員 松くいの関係をちょっとお伺いしたい。多分、これがそうだと思う。森林病害虫等駆除費。これはどういった方法でこの予算の中で駆除をしたのか、それをまず最初にお聞きします。

江里口森林整備課長 松くい虫の防除に関しましては、伐倒をして薬剤処理、いわゆる薫蒸するというのと、予防的には樹幹注入という形、樹種転換という松から違う樹種に転換するという形で事業を行っております。

白壁委員 そこまで聞いてなくて、どういう方法で駆除するのかなというところだった。その下のほうで、対策事業というところでそういうものが出ているからね。

松くい虫は、平成 24 年度、4 月から予算が執行されたということですが、どういうタイミングで事業を行っているのかをお伺いしたい。

江里口森林整備課長 松くい虫につきましては、年 4 回、現地の調査をしまして、そこで被害の量を確定した中で防除作業をしております。

白壁委員 その前に基本的なところを聞きたいんですけれども、これは造林費の中に入っているね。造林費の報告書、主なる報告の中には松くい虫については何も書いてなくて、森林が有する公益的機能を発揮するため、木材生産や水土保持等に管理して云々のということしか記載してないんですけれども、松くい虫の被害対策はあまり重大じゃないんですか。先に、すみません、これをちょっと教えていただけますか。

江里口森林整備課長 森林整備の推進の中で、松くい虫の防除は現時点でかなり大きなウエートを占めています。松くい虫で被害を受けるということが、ここで言っています森林の有する公益的機能を損なう、阻害するというところで、決して位置づけが低いというわけではございませんし、実際に事業量的にも松くい虫の対策費は多くを占めております。

白壁委員 どのような捉え方をされているのか、先に聞けばよかったですね。

年に 4 回の調査をして、タイムリーに駆除をする。調査をしてすぐに、どんなタイミングでやるんでしょうか。年に 4 回したら、1 回目が例えば 4 月に始めました。年内で調査した分、全て終わっているということを前提にすると、1 回目を 4 月にする、いつごろ伐採にかかるんでしょうか。2 回目はいつで、その後はどういう形で行われるかを聞きたい。

江里口森林整備課長 1 回目につきましては 4 月、2 回目につきましては 9 月、3 回目につきましては 12 月、あと 2 月という 4 回で調査をして、調査した段階で、その都度、防除をしております。

白壁委員 駆除ですから、これはもう虫が入って枯れている松を除去するだけということですね。そのほかの薬注、液注とかは、そのときには入っていないんでしょうか。

江里口森林整備課長 松くい虫の駆除として薬剤で薫蒸するということは、中に虫がいる段階で行わないと意味がありませんので、その段階で行います。薬剤の注入というか樹幹注入につきましては、守るべき松林について予防的に薬剤を樹幹注入するという形をとらせていただいています。

白壁委員 県の職員の方で、松くい虫について詳しい研究者とか、森林環境部は別にして、誰がおられるんでしょうか。

江里口森林整備課長 職員というか、県の森林総合研究所で、松くい虫というか、病虫害の研究をしている職員もおりますので、そういう職員が中心になって、我々一般の職員も研

修をする中で対応させていただいています。

白壁委員

であれば、年に 4 回なんてことはまずしないと思うんです。松くい虫が動き始めるのは 4 月なので、それをいかに対処するかを、例えば 1 年間かけてでも調査しておいて一気にやるというのが本来の姿だけれども、プロフェッショナルはいないのかなと思ったんです。

今現状、どこでもほんとうに松が紅葉している。中央高速を走っていて、見ればもう、みんな、松が枯れている。これは防ぎようがないんじゃないかと、防ごうとしないというか、防ぐための予算の確保をしなければ、それに伴う技術を持っている人たちもいなくて、そのまま年に 4 回程度の中で伐採をしているから現状はどんどん進んでいって、将来的には富士山の世界遺産の 3 合目ぐらいまでのところは、全てアカマツ林が松枯れする、私はそう思っています。大変危惧しているところ。

大体、この年の決算で、何本伐採して、何本薬注して、どのぐらいの木を根巻きをして保護したのか、ざっくりわかりますか。

江里口森林整備課長 被害の調査に先立ちまして、当然、発生予察という形で、ことしが、どの程度、発生するかどうかというものを、先ほど申しました森林総研の職員を中心にやっております。当然、4 月の調査がもっとも多くなっております。その補完的な意味で、あと 3 回、やっていく形になっております。

今回の事業で、松くい虫全体、いろいろな事業があるわけですがけれども、その中で、伐倒、薫蒸をやっているのが、立方数で申しわけないんですけれども、6,126 立方、樹幹の注入、先ほど言った予防的にやっているものが 5,146 本実施しております。

白壁委員

要は、虫が動き始めるのは 4 月なんです。1 年のうち、例えば冬場、チェックをしたもの、動き始める直前のところでやっていくのが一番効率がいいんでしょうね。プロの方々、皆さん、そう言っていますね。森林総合研究所の方と話をしたことはないけれども、うちの地域にも県の出先がありますから、話をすると、やはりいつのタイミングがといったときに、そのタイミングが一番ベストなわけです。このベストなタイミング、要は同じ予算を使っていかに効率のいいときに集中して発注ができて駆除できるかが一番重要だと思うんです。それと、決算で予算をふやさなければだめだなというのはおかしいんですけども、これでは、どの程度、できるのという程度なんです。

ほんとうに見れば見るほど松枯れだらけ。これがどんどん広がっているということとをぜひ考えていただきたい。松が枯れると、うちのほうでも、例えばこの間も呼び出されて行ったけれども、富士河口湖町の浅川というところで、そこに住んでいる人が「木を切ってくれ。松が枯れてるんだ」。切られると、今度、台風のときに困るんだよねってことなんだけれども、何とかそういうときにもたせようとして、本人は、一生懸命、県にもお願いをした。昨年度の予算だから、ここで言ってもいいよね。だけど、動きがない。枯れたら対処しますということなの。これじゃやっぱりだめなんだ。

何回も言うとおりの、上のほうの富士山のすそ野、アカマツ林が全部枯れたことを想像してみてください。どんなことになるか。それなりに広葉樹を植えながら、例えばそのところに、それ以上、飛ばないようにものをつくるか、樹種の転換をすることによってやるようだけれども、まだ見えるほどにできていないと私は思うんです。どこをやったのかな。1,000 万円、900 万円しか予算がない。何ができるんでしょうかということなんだね。ちょっとそれ、合っているかどうか、それは別だよ。

こういうものは、虫ばかりじゃないと言われているけれども、何ともわからないけれども、同じ予算であればタイムリーにものをしなきゃだめ。年に 4 回なんて決めないで、こういうものは効率よくやっていかなきゃだめなんだと。

この辺も、ぜひそういうものを考えて、あとは予算的な規模を考えていくとあまりにも少なすぎると思う。これは決算だから、言ってもだめなことだけれども、相対的に考えていただかないと、ほんとうに夜も眠れない。富士山の 3 合目まで、全部が、アカマツが枯れ林になったときのことを考えて、どうしようか。ぜひその辺を、重きを置いて考えていただきたいと要望できれば。

江里口森林整備課長 今、委員、おっしゃったように、適切な時期にやるというのは非常に大事だと思いますし、我々が一番考えているのは、どこの松林を守るのかということを考えております。山梨県の中での松は重要な樹種で、富士北麓、甲府盆地の周辺であれば昇仙峡、また八ヶ岳周辺においても重要な樹種で、その中で、特にことしにつきましては夏の暑さでかなり多く赤くなっているのを見えますので、それに対しては予算も集中的に投下できるよう、また、時期的にも適切な時期に対応できるよう、被害の防止に努めてまいりたいと思います。

白壁委員

最後に、島根県の県の木はクロマツ。隠岐島へ行った。隠岐島がちょうどあと 2 年で終わりになるだろうというときに僕に声がかかって、何とか木材産業の活性化をかけながらやりたいということで僕が行った。2 年でだめになった。そのときに言ったことがある。ここが一番林だから、当初、今と同じことを。守るべき林だったから守ってきたんですけども、ついに来ましたか。違うんじゃないかと思う。総体的にやらないと、あれはどんどん飛ぶし、海を越えて松江から隠岐島まで行く、虫が飛んでいくから飛ぶのは大丈夫だからといってても、どんどん広がっていく。総体的に網をかけなければだめなの。なんて言ったら、塩害もあるわけで、そんなわけにいかない。だったら、やはり相当な予算と、しっかりと熱意を持って、熱意のもとにやらなければ、絶対これはだめになると思う。

山梨県は山林の国なんで、これが砂漠だったら話は別だけど、全て木じゃないですか、山じゃないですか。ぜひこの辺に力を入れていただきたいと思います。

最後は林務長の話を。

長江林務長

委員、御指摘のとおり、松くい虫対策は大変重要な課題でございます。ただ、県財政、限られた中で、私ども、国補事業を有効に使って、最大限対応に努力しているところでございます。さまざまな国の制度や予算の変遷がございまして、実は松くい虫の補助に充てられる予算は、1 つの事業メニューだけではありません。そういった制度の変遷などを見ながら、工夫をしながら、最大限、予算の確保に努めさせていただいておりますし、国にも予算の要求をしてきてございまして、引き続き、貴重な山梨の松が守られますように努力してまいりたいと考えてございます。

白壁委員

百も承知で聞いている。それをほかのメニューとセットだからこうだとか、そんなことを聞いているわけじゃない。ほんとうにこれから県の重要な木材をどうしていくか、特に松くい虫が一番重要だから、今、問題だから、その対策を、今後、どういうふうにお考えかと聞いている。

長江林務長

県内にはさまざまな樹種、杉なり、ヒノキなり、カラマツ、松というものがございます。松についても、景観上、非常に重要でございまして、富士北麓をはじめ、非常に大事なものでございますので、しっかりと守るように努力してまいりたいという考えでございます。

(鳥獣管理費について)

鈴木委員

1点、森の7で、野生鳥獣の関連で質問させていただきます。平成22年ころから23年ころまでの間、決算委員会で私も質問していたわけなんですけど、林業関係の鳥獣害の管理費、あるいは農政部でもやるという中で、いろいろな成果について書いてあるんですけども、全体で9,138頭捕獲と。この中で、個体数の調査はされていると思うんですけども、山梨県下全体で見ると、一向に減ってきていない状況のようです。

前々から言ったように、林業の関係と農政の関係の鳥獣害の担当を一本にするべきだと、基本的な考え方を私は持っているんですけども、その成果で、農政も1億1,000万円だったか、それだけの金額を使いながら、現状の決算の中で、成果はどうだったか。それともう一つは、毎年、生息数の調査をしていると思うんですけども、これだけ県の対策、市町村に補助金をやったりしていて、その成果がちゃんと発揮できているかどうかを、今、疑問に思っていて、県議会としても鳥獣害対策の基本的な対策は、要請しているんですけども、この辺はどのような考え方でこの成果を見ているのか、お聞きをしたい。

上島みどり自然課長 まず1点目ですけども、成果ということでございます。24年度におきましては、市町村分でございますけれども、ニホンジカについては3,475頭、イノシシについては1,857頭、ニホンザルについては1,198頭、県の直轄分としまして、ニホンジカ2,500頭、環境省が南アルプスの周辺で108頭捕獲しておりまして、総計で9,138頭の管理捕獲をいたしました。

例えばニホンジカについては、前年度から相当上積みをしております。市町村、猟友会の協力を得まして、今後も野生鳥獣対策については、農政部の被害防除、森林環境部の生息環境整備と呼応しまして、捕獲対策も取り組んでいきたいと思っております。

次にモニタリングの調査でございます。野生鳥獣の保護管理をする上では、モニタリングで生息状況を把握することは非常に重要でございます。ニホンジカについては、目撃情報、糞塊密度調査、イノシシについては出猟、目撃情報、ニホンザルについては加害個体を中心とする調査を行っております。それらの成果を踏まえまして、効果的な捕獲が図れるように取り組みたいと思っております。

鈴木委員

特にニホンジカについて、一生懸命やっていることはわかる。いろいろな形の中で、林業関係、農政関係、やっているんですけども、平成24年度にやって、その後に個体数調査をしたのかどうかかわからないけれども、減っているのか、ふえているのか。

上島みどり自然課長 ニホンジカにつきましては、23年度末に約4万頭、それが最新のモニタリングでございまして、24年度のモニタリング調査が間もなく出る予定でございます。

鈴木委員

最後になりますが、調査をしたとしても、多分、いろいろなことを聞いていると、どうもイタチごっこでふえているんじゃないかという話も聞いています。これからどういう方向性で県が考えていくかも、やらなきゃならないと思うんですけども、いずれにしても、これだけのお金を使ってそれを減らしていくような方向になると、例えば24年だけでいいのか、25年もやって、26年もやって、やはりそういう効果的な対策を何か見つけていかないと、どうも電気柵をやってもイタチごっこで、やってもだめ。

最近は、まだ市町村から相当要望が来ているんですね。これだけやっても減っていかない。実態がそういうふうになっているからそうなのかもしれないけれども、その辺は非常にこれから問題になっていくんじゃないかなと思うんです。昔だったら、オオカミだとか何とかという話もあったけれども、今はそういう話はあまり聞きません。これは後でまた質問をいずれするようにしますけれども、その辺を、部長、どう思いますか。

守屋森林環境部長 先ほどの質問に対して、昨年 1 2 月に議会からも御提言をいただきました。県民の心配が非常に強まっているということだと思います。効果的、効率的に適正数に持っていくというのが私どもの部の役割でございます。例えば冬場、よくとれる方法を拡大するような考え方、今、猟友会の皆様に頼っている部分が非常に強うございますので、猟友会をどうやって活性化していただくか、真剣に、今、来年度予算に何とか新しいものを盛り込めるように考えているところでございます。農政部と一緒に頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

(造林費について)

齋藤委員 森の 6 の造林関係のことについてお伺いしたいと思います。山梨県にとりまして、森林環境を守っていくのは、大事な政策の 1 つですが、里山が荒れたりしているということですが、ここに健康な森づくり事業などで、360ヘクタールの整備をされたということが記載されておりますが、まず、成果を先にお聞きしたいと思います。

江里口森林整備課長 里山林につきましては、奥山だけではなくて、身近な森林である里山の再生は重要な課題と考えております。そのため、今回、昨年度から導入させていただいた税事業を活用した中で、成果説明書の 39 ページに健全な森づくりの推進とありますけれども、その中で、里山再生整備ということで、28ヘクタールが成果として挙げさせていただいております。

齋藤委員 森林環境税などを取り入れて整備していこうということですが、今後、目標として、整備していこうという面積はどのくらいを予定しているのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

江里口森林整備課長 まず、税事業について御説明を申し上げますと、一応、5年間ということ考えていますので、里山の整備は5年間で500ヘクタール程度を考えております。長期的な目標といたしましては、里山林が大体1万3,000ヘクタール程度、県下ではあるということと、耕作放棄地が2,000ヘクタールほどありますので、1万5,000ヘクタールの里山林のうち、特に緊急に整備が必要となる、3,000ヘクタール程度を整備ができればと考えております。

齋藤委員 もちろん森林環境税を取り入れたので、一応、5年間の目標になるわけですが、やはり1万5,000ヘクタールということを見ると、これはもう積極的に取り組んでいかなければ、やはり環境が破壊の道のほうに進んでいってしまうと思うわけですね。これを積極的に進めていくために、全体の、ここには360ヘクタールのいろいろな整備の数字がありますが、やはりこの数字をもう少し上げていく必要があると思うんですね、目標達成していくためには。その辺はどう考えているのかお願いします。

江里口森林整備課長 先ほどの健全な森づくりの推進につきましては、森林環境税を活用した事業

でございますけれども、昨年は 1 年目ということで、周知の時間等を要して、多くのところを今年度に繰り越しをしたことから、特に実績は少ない数字になってしまっていますけれども、今年度以降、制度的なものの周知が徐々に浸透していけば、ふやしていきたいと考えております。

齋藤委員 もっと言えば、伐採した後に植林をしますね。この植林は、今、森林組合等々に委託してやっているのですか。それとも、特別な業者に委託してやっているのですか。

江里口森林整備課長 民有林につきましては、基本的に森林組合さんが所有者さんと契約を結んで、森林組合さんがやられるケースが多いと思います。県有林につきましては、県の発注計画に基づいて、入札により林業事業者等がやっているというのが現状でございます。

齋藤委員 その中で、広葉樹の森づくりも考えておりますが、植林として植栽する樹木は何を中心にやっているのか。もう 1 つは、森づくりの中で広葉樹をどういう形で、どのぐらいの割合で取り入れているかということ。

委員長 委員各位に申し上げます。部局審査は提出された書類に基づいて、決算内容について確認を行う場ですので、よろしく願いをいたします。

江里口森林整備課長 広葉樹の樹種につきましては、ここに 16 ヘクタールありますけれども、コナラ、クリ等でございます。通常の森林の整備の中で、その上の、森の 1、主要な施策の成果の 1 番目の森林の整備の中には、杉というか、ヒノキ、カラマツ等が主体になっております。

齋藤委員 いずれにいたしましても、最近の木材の需要の中で、カラマツの需要が非常に多いわけなんです、カラマツの植栽をもう少し積極的に指導していったらどうかと思うわけですが、その辺の考え方を。

江里口森林整備課長 現在、カラマツの需要が高いということもございますし、山梨県の場合、標高が高い地域もありますので、そういう場所だと適地適木ということで、杉、ヒノキがなかなか成長しないということで、従来より、ある意味、標高の高いようなところについてはカラマツを植栽をしておりましたので、我々とすれば適地適木、その土地に合った樹種を植えるというのを原則で行っていきたいと思っています。

質 疑 教育委員会関係

(不納欠損の認定について)

石原出納局次長 午前中、山田委員から御質問のありました不納欠損処分の答弁について、補足、訂正をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、不納欠損処分の対象を簡単に申し上げますと、大きい区分けで公法上の債権と私法上の債権という2つがございます。公法上の債権の最たるものは税金でございます、これは5年を過ぎますと時効が成立し、地方税法に基づき、不納欠損処理ができます。

私法上の債権でございますが、時効は基本的には10年ですが、これにつきましても、債務者が時効の援用、つまり時効が来ましたと債務者から申し立てがあれば、民法などの規定に基づいて、不納欠損処分ができます。

問題は私法上の債権、時効の援用がなされないものの処理が大きな問題でございます。午前中にもちょっと触れました、議会で承認いただきました権利放棄の基準に基づくものは、議会に提案して、そこで議決をいただいて初めて不納欠損処分ができるということになります。

委員から御質問がありました庁内手続はどうするんだということでございますが、山梨県財務規則の第55条に規定がありまして、債権を抱えている課が起案し、部局内での決済を経て、総務部長及び会計管理者に合議をとります。つまり、庁内的な観点で申し上げますと、不納欠損処分を行うかどうかにつきましては、先ほど申し上げましたとおりの基準に該当しているか、これらのことをよく部局で検討いたしまして、各部局の判断で発意されることとなります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(教育委員会の雑入の不納欠損について)

山田委員 早速、教の3ページでございますが、不納欠損額がここにまた出ているんですが、まずは雑入の内容をお聞きしたいと思います。

赤池高校教育課長 一番下の85万4,000円につきましては、地域改善の対象生徒に貸与しました奨励金の不納欠損額であります。

山田委員 先ほどの出納局の説明からすると、地方自治法または地方税法の何条の規定に当たりますか。

赤池高校教育課長 すみません、何条かは把握しておりませんが、私法上の債権として10年が経過したということで時効の援用がありましたので、不納欠損といたしました。

山田委員 時効の援用の場合は特別の規定とかがあるんですが、具体的な時効の援用は何をもって時効の援用だったんでしょう。

赤池高校教育課長 時効の援用でありますので、本人からの申し出がありました。時効が成立したということで申請がありましたので、こちらでは不納欠損として処理しました。

山田委員 時効の援用というのは、その具体的な根拠を。私たちが、10年たった、5年たったって勝手に時効の援用ができるんですか。その内容を聞いているんです。

赤池高校教育課長 債権者の本人から、書面により援用があったということでありませう。

山田委員 その援用は何をもって援用なんですか。子供みたいな答弁はちょっとやめていた
だきたい。答えは後でいいです。多分、突然していますので、後で細かく説明して
ください。

(教育委員会の雑入の収入未済額について)

引き続き、収入未済額の金額がちょっと多いんですが、収入未済額、雑入なので
学校教育費関係じゃないと思うんですけども、その内容がここにあるんですけ
れども、雑入の 2,200 万円、教育奨励貸付金償還金の内容をまず説明いただけ
ますか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 収入未済額の内訳ということでございます。ま
ず、そこに 2 点ございまして、1 点は教育奨励資金貸付償還金そのものでございま
す。雑入のほうは、先ほどの地域改善対策奨学金の返還金や定時制の奨学金の返還
金、さらにことぶき勸学院の盗難事件がございまして、未収になっているもの、あ
と学校開放に伴う電気料の未収などがございます。

委員長 赤池高校教育課長に申し上げます。先ほどの山田委員からの質問に対しては、ど
のようにお答え願えますか。この場で答弁をお願いいたします。

赤池高校教育課長 申しわけありません。後ほど、答弁させていただきます。よろしいでしょうか。

委員長 赤池高校教育課長、後ほど、この場でやるということですか。

赤池高校教育課長 しばらく時間をいただければ、この場でしたいと思います。よろしく願いま
す。

山田委員 では、地域の障害とか、社会政策的要素もあるとは思いますが、この収入未済額
に対して、いわゆる徴収というんですか、歳入するための努力はどのようにされて
きているのでしょうか。

赤池高校教育課長 多額の未済額がございますが、これまで返還のために取り組んできたものとし
て、地域改善に関しましては、そういう団体がございますので、団体のほうに出向
いて関係者から返還について理解を求めるとともに、返還が未納の者に関しまして
は、電話、督促状の催促、さらにそれできないものは戸別訪問等を繰り返す中で
返還を求めています。

山田委員 私、個人にと思ったんですが、団体というと、これは何か特別な団体を対象とし
ているのか。

赤池高校教育課長 貸付け等は個人であります。これは地域関係の奨学金になりますので、関係
の団体にも御理解いただく中で対応しています。

(図書館費について)

山田委員 質問を変えます。これで最後になります。

教の 7 ページの図書館費です。図書館費については、県の公報のことしの 3 月 5
日号を見ると、図書館の中で、特に 24 年度ですか、この中に入っているのかどう
かはともかく、本が大分散逸をしたとか、返却されていないということです。ちな
みに、県の公報を見ると、21 年度は 4 点、22 年度は 21 点、23 年度は 14 点

と、2桁だったのが、なぜか24年度には2,853点紛失というか、未返却、行方不明等も含めたと思うんですが、まず、この原因からお聞きをしたいんです。それが、またこの決算にどのように反映されているのか。

近藤社会教育課長 図書館は社会教育課で所管してございます。今、委員の御指摘の数字等につきましては、こちらで承知してございません。

山田委員 県の公報に出ているのに、わからない。みんな、県民も知っているということですよ。

近藤社会教育課長 確認をいたしまして、御報告したいと思います。

委員長 暫時、休憩をいたします。

(休 憩)

(教育委員会の雑入の不納欠損について)

赤池高校教育課長 先ほど山田委員から御質問がありました教3ページの一番下の85万4,000円の地域改善の不納欠損についてであります。私法上の債権でありまして、民法の適用がございまして。民法519条に、債権者が債務者に対して債務を免除する意思表示したときは、その債権は消滅するとの旨がございまして、これに基づいて行いました。
よろしいでしょうか。

山田委員 そういうお答えであれば、これは何年の時効援用を、その方、されたんでしょうか。

赤池高校教育課長 私法上の債権でありますので、10年ということになります。

山田委員 そうしますと、うがった見方をしたくないんですが、私もちょっと意外だったのは、もう本人が内容証明を送るとか、裁判で勝ち取るとか、いろいろな方法が、民法上、あると思うんですが、本人の申し出ということになると、収入未済額が積み上がって行って、書面を書いてくださいという誘導というか、言葉は悪いけれども、そうやってこの問題を解決する事案も出てきそうな気がして、非常に私は不安に思っているんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

赤池高校教育課長 債権を回収する立場の我々としましては、そのようなことはないように努めたいと思います。あくまでも本人の申し出によるものと考えたいと思います。

委員長 社会教育課はまだのようですので、後ほど、わかり次第、お願いをいたします。

(地域改善対策高等学校等奨学資金返還金について)

小越委員 先ほどの山田委員の話の続きをさせていただきます。山梨県一般会計決算審査意見書の20ページに地域改善対策高等学校等奨学資金返還金、これは収入未済額で367件となっておりますね。昨年度、23年度はこの件数が269件でした。100件近くふえているのはなぜですか。

赤池高校教育課長 この地域改善の貸付けは全て終わっておりますので、対象者が全て確定してお

りますが、分納方法について記した借用書がございます。その期限が切れたものについてから調定を起こしていますので、その調定がふえているということでありませぬ。人数としては確定しておりますが、件数としてふえています。

以上です。

小越委員 人数は何人、いらっしゃるんですか。

赤池高校教育課長 これまで100人ということではありますが、実質は99人です。大学、高校と、両方ダブっている生徒もおりますので、実質99人です。さらに追加ではありますが、未納者は68人です。

小越委員 未納者68人、100人というのは、払っていない人が68人なのか、100と68の数字の関係を伺わせてください。

赤池高校教育課長 全てで100人。先ほど100人の中でダブリがあると申しましたけれども、100人のうち、未納者が68人です。100人のほかの内訳は、返還の免除者が12名、完納者が20名です。

小越委員 これは同和対策事業です。以前の決算特別委員会でもお伺いさせていただきましたけれども、以前は契約書とか保証人がないなどの書類の不備を指摘されていましたが、今回、改善をされているのでしょうか。

赤池高校教育課長 前回の指摘を受けまして、こちらとしてもできるだけの改善をしたつもりであります。借用書等、未提出のものがありましたので、できる限りの借用書提出を求めながら、改善をしているところであります。

小越委員 免除されている方もいらっしゃると思うんですけれども、68人の未納の方、たしか平成14年の貸付けをもって、14年3月末で終了と聞いております。そうしますと、一番古い方でいつから払っていない方がいるのでしょうか。宛先がわからないとか、そういう方もいるんですか。

赤池高校教育課長 一番古いのがどなたかということは、今、データがないので即答できませんけれども、当初は給付でありましたが途中から貸与になりました。貸与に変わったのが昭和62年の10月からですので、その後、借りた方の中にはまだ返還が未納の方もいるかもしれません。

居場所等についても不明な方がいまして、それにつきましては、住民票等を求めながら調査をしているところであります。

小越委員 収入未済の金額、全部で2,085万円ですけれども、昭和62年からやっているということで、昭和62年からの分を返していない方も含めると、多分、こういうもの全て、税金もそうです、10%とか延滞金がつくと思うんです。そうしますと、延滞金も含めて、幾ら未済があるんですか。

赤池高校教育課長 まず、延滞金につきましては、元本を全納していただいたときに初めて延滞金が確定しますので、その後でない延滞金の処理はできない仕組みになっております。これまで、地域改善関係で未収になっている額は、8,260余万円です。これには延滞金等は含まれておりませぬ。元本の金額であります。

小越委員 8,264 万円で、そこに延滞金がつくということですか。そうするとすごい数字なるということですか。

赤池高校教育課長 延滞金につきましては、先ほど申し上げましたように、本人の分納の申請がありますので、分納等の申請の期間が過ぎたときから延滞金が発生しまして、元本を返したときに延滞金が確定しますので、これにつきましてはそこには入っておりませんが、かなりの金額だと考えられます。

小越委員 そうしますと、もしかしたら億になるかもしれないということですか。

赤池高校教育課長 現在、算出はしておりませんが、可能性としては否定できません。そうなる前に処理をしたいと考えています。

小越委員 この問題、今まで後回しにしてきたと思うんですけども、先ほど山田委員からも話がありまして、時効の援用で、85万4,000円とありますけれども、この方が昭和62年からとなりますと10年超えていますね。全てにさっき言った時効の援用をするようなことをしますと、1億円以上のものが、貸したけれども返ってこない、借り得になってしまう。この同和の関係は非常に緩い制度で、どうしてここが借りれるのかということも、非常に不透明、不明瞭なことがたくさんあります。同和団体に、今、行っているとなれば、同和団体にこの問題を何か話をして、今、そこから何かやってもらっているんですか。

赤池高校教育課長 同和団体との協議に関しましては、先ほどの山田委員の御説明のときにその事実を話させていただきましたが、これは給付ではなく貸与であるから返還してくださいということで、団体の関係、トップの方とも意見は調整させていただいております。

小越委員 ここは曖昧にしないで、団体の方にお話をするなら、ちゃんと責任を持って返すようにと。もしほかの税金ですとか、さっきの県営住宅の話とここだけは全然扱いが違うんですね。なぜか曖昧になって、不透明で、まあ、いいじゃんとなってきて、億にいくぐらいのお金がこのままになってしまうと、ほんとうに県民のお金がどこにいつてしまうのか。ここはしっかりと、同和だからということで不公平な扱いをしないでやってもらいたい。しっかりとここは、今まで、全部、お金のところ、不備のところ、書類も集まったのであれば、やってもらいたいと思います。

(学校管理費の執行残について)

もう一つ、厚いほうの決算書の233ページ、教育費、全日制高等学校管理費の需用費です。需用費の不用額、毎回、聞いていますけれども、今回も1億1,035万6,000円残っております。金額的に1億円というのは多すぎるんじゃないか。なぜこんなに残るんでしょうか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 学校運営費の経費の部分について、不用額が1億円ちょっと出ていることとなります。主に言いますと、需用費ということで、電気、水道、燃料等が一番ポイントとなります。当然、予算ですんですけども、県立学校30校ございますので、不測の事態も考えられるために、予算全てを各高校に配当をすることはしませんで、一定部分は留保しながら、状況を見つつ配当をしている。特に昨年場合は、東日本大震災などで、電気使用の節減とか、各学校でありました。その結果、不用額として出たと考えております。

以上です。

小越委員 232 ページ、全日制高等学校管理費の下は定時制高等学校管理費、需用費 1,000 万円残っていますね。そのほかに、盲聾学校費が 234 ページにあり、需用費の残りが 230 万円、甲府支援学校費の需用費の残りが 2,200 万円です。ほんとうに学校の先生方は、需用費が足りているんですか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 当然、各学校で使いますそういった経費につきましては、予算を組み立てるときによくヒアリングをいたしまして、それで予算を立てる。さらに、4 月配当時には配当を行いまして、状況を見つつ、さらに年度、例えば昨年度であれば、2 回ほど、執行状況についての調査等ございまして、当然、足りないところについては追加で配当をするという形をとっています。

以上です。

小越委員 この青いファイルの歳入歳出決算書の教の 11 ページによりますと、全日制高等学校管理費全部含めると、さっき需用費で 1 億円でしたけれども、全日制高等学校管理費を見ると、学校運営費の執行残 2 億円ですね。甲府支援学校費の学校運営費執行残 6,000 万円ですね。需用費だけでなく、学校運営費を全部含めると約 2 億円、全日制高校、すごく残っていると思うんですけれども、どうしてですか。

秋山教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) そういった経常的な経費のほかに、例えば非常勤講師の報酬等もございまして、そういうものの執行残等もございまして。

以上です。

小越委員 ここは、私、もう少し現場の方からお話を聞いて、ほんとうに、毎年、2 億円も残っていくんですね。ことしの予算、25 年度予算もほぼことしと変わらないです。ほんとうにこれでいいのかということ、最初から 9 割配当ではなくて、全額渡し、残ったら返してもらおうとか、もう少し余裕を持ってやるやり方を考えてもらい、ほんとうに 2 億円も残すのはちょっとおかしいと思います。

(文化財保護費について)

もう 1 つだけ、主要な成果説明書の 119 ページ、文化財保護費ですけれども、24 年度の予算 1 億 1,900 万円に対して決算額 1 億円と、さっきの高等学校の残りの 2 億円の半分しかないんです。それでやっておりますけれども、その隣の主な成果のところ、文化財保護審議会の開催 2 回、市町村が行う調査支援 8 回、これは 23 年と同じですけれども、国県指定文化財の保存事業支援は 94 件です。昨年度、23 年度 77 件でした。20 件ぐらいふえているんですけれども、このお金で足りたんでしょうか。ふえたのに、それも昨年度より執行が少ないのはどうしてですか。

田中学術文化財課長 文化財を所管しております学術文化財課でございます。

94 件の内訳といたしまして、一番多いのは少額補助でございます。例えば防災機器の保守点検等ですと数万円程度のものがございまして。そういったものを、多数、補助しておりますので、24 年度につきましては、要望のありました補助事業について執行したところでございます。したがって、件数の多寡だけで予算が足りているかどうかということについては、判断しかねると考えております。

以上でございます。

小越委員 件数をもってということはないんですけれども、昨年、23年度の執行された金額とほぼ同じ予算が24年、盛られています。市町村からは、負担金のことも含めて、県からもう少しお金をいただきたい、文化財保存行政に関してそういう要望等がないのでしょうか。

田中学術文化財課長 確かに市町村教育委員会連合会等から、要望はあります。例えば市町村が行う埋蔵文化財の発掘等に対して、国が支援する国庫補助制度がございますけれども、そこに県が随伴で補助しているところなんですけれども、この補助金につきましては、投資的な予算ということで、毎年5%ずつ補助を縮減しているところがございます。その分、市町村で補てんしているような現況が確かにありますけれども、県財政が大変困難な状況でございますので、予算の範囲内で、市町村、文化財の所有者の方々をできるだけ支援していきたいと考えてございます。

委員長 この際、申し上げます。先ほど山田委員から質問のありました件につきまして、執行部から回答したいと申し出がありましたので、発言を許可します。

(図書館費について)

近藤社会教育課長 まず、図書館の業務の詳細につきまして把握しておりませんで、答弁に手間をとりました。大変おわびを申し上げます。お時間をちょうだいいたしまして、図書館に実情を照会したところ、未返却の図書につきまして、まず、山田委員の御指摘のとおり、2,800点からの未返済の資料があります。これの生じた理由につきましては、約5.4倍ほどの貸し出し点数があるのが新図書館でございます。それに伴いました未返却の増であると回答をいただいております。

その回収につきましては、まず、一般の図書でございますと、10冊を、15日間、貸し出しができるわけですけれども、それを過ぎたところで電話による督促を行うということでございます。3カ月経過しましても返却のない場合には、文書によって督促をするという形をとっていると確認しております。また、最終的に未返却の図書につきましては、3年を経過したところでリストから除くという対応をするということでございます。

山田委員 これを見ると、監査日が、対象が23年9月から去年の9月まで。そうすると、図書館が開館する前に、同じシステムでやっていながら、24年度にいきなり桁が4桁になる。ちょっと信じられない数ですが、逆に、多分、監査したときは去年の9月で監査しているから、いわゆる24年度、丸々1年たったときは何冊未返却があるのか、今はまたそういうシステムでないのか、あそこを借りるときに、カードリーダーか何かでなっていますが、その辺はどうなっているのかお聞きします。

近藤社会教育課長 今、御指摘の点につきましては、前年度の部分がどう加算されるのか把握してございません。実際に、システム的には、貸し出しにつきましては貸出機でたくさん簡単にできるということで貸し出し数がふえているのは確認してございますが、返却につきましては窓口で請け負ってございますので、その点のところの数は把握できていると思いますけれども、現状、前年度の部分と合わせた数は把握してございません。申しわけございません。

山田委員 また、返却ではなく、この監査資料によると不明資料で、新図書館業務システム移行に伴い調査中、この監査のときはまた調査中だったんですね。それから丸々1年たっているので24年度の決算書にちょうど反映する時期なんですけど、その原因は何だったんですか。単に貸し出しがふえたとかそんな、貸し出しがふえれば、そ

れだけ不明、返却がだんだん伸びるなんていうんじゃ、県民の財産がどんどん散逸していくというざるみみたいな状況になっていると思うんですが。

近藤社会教育課長 今回の御指摘の点につきましては、詳細については把握してございませんが、図書館のほうに確認をした折に、司書幹からの回答ですと、この調査時点の数が挙がっているわけですが、督促等によって返却をされることができましたので、数自体が減少になるという回答をいただいておりますので、現状をお伺いになられたと思いますけれども、減少に向けて努力をしているということで御理解をいただきたいと思います。

その他

- ・ 出納局については、經常経費のみであるため、執行部からの説明は省略する扱いとした。
- ・ 各会計の決算状況に対する意見がある場合は、「決算特別委員会審査意見書」の様式により 10 月 31 日までに提出し、11 月 11 日及び 13 日開催予定の総括審査では、当日の意見とあわせて審査することとした。

以 上

決算特別委員長 桜本 広樹